

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第卷六十五第
月三年八十和昭

論叢

利子論序說の一節……………文學博士 高田保馬

貨幣の形態的變遷と金融意義の發展……………經濟學博士 小島昌太郎

交易營團の成立……………經濟學博士 谷口吉彥

トーマス・マンの『財寶論』……………經濟學士 白杉庄一郎

インテレットセンゲマインシャフトの概念規定について……………經濟學士 靜田均

研究

統計學史上に於けるジュースミルヒの地位……………經濟學士 青盛和雄

說苑

再び新經濟論理の數式的展開に就て……………經濟學博士 柴田敬

元代貨幣思想抄……………經濟學士 穂積文雄

インテレッツセンゲマインシャフトの

概念規定について

靜 田 均

コンツェルン(Konzern)といふ言葉は固有のドイツ語ではない。それは外來語である。英語のコンサーン(concern)といふ言葉が移植されてコンツェルンとなつたのであるが、同時にその意義内容も原語とは著しく異つたものとなつた。英語のコンサーンは事業とか營業とかいつたやうな意味の言葉であり、單一の企業を現すに反し、ドイツ語のコンツェルンは多數の企業を、あるひは一聯の企業よりなる複合體を意味するからである。原語とは明かに違ふ内容の言葉となつたが、かうしたドイツ語のコンツェルンに該當する英語として、今日如何なる言葉が用ひられてゐるか。われわれはなかんづくコンバイン(combine)とコンサーン(concern)の二つをあげることができるであらう。英語のコンサーンから由來したドイツ語のコンツェルンが、すでに新しい意味に改鑄されたとすれば、逆にコンツェルンといふドイツ語を英語に翻譯する場合、コンサーンといふ言葉を用ひることは必ずしも適切とはいひがたいが、實際においてはコンバインと共にしばしば用ひられてゐる。英語ではトラスト(trust)といふ言葉がルーズに用ひられ、種々雑多な内容をもつて流通してゐるし、アメリカではコンツェルンの典型的な形式として持株會社(holding company)が大きな役割を演じてゐるから、トラストや持株會社を云々する限りにおいて、

1) R. Passow, Betrieb, Unternehmung, Konzern, 1925, S. 100—101.

コンツェルンの概念規定の如きは問題ではなく、従つてコンツェルンの譯語として何が最も適切かを深く追求する必要は存しないのであらう。

わが國ではコンツェルンに該當する言葉として、財閥といふ言葉が好んで用ひられてゐるやうである。財閥とコンツェルンとの間には、むしろ一脈相通するものがあるけれども、しかし決して完全に合致するものではなく、コンツェルンに該當する術語として財閥といふ言葉を用ひることは適切といへない。三井財閥・三菱財閥などいふとき、財閥とコンツェルンとは同義異語と解せられぬわけではないが、大正の末期に盛名を謳はれた甲州財閥・江州財閥の如き、あるひは蔣介石政權の支柱であつた支那の浙江財閥の如き用語例よりすれば、財閥とコンツェルンとを同一視することの不當は、一見して明かであらう。コンツェルンといふ假名書の言葉は、それ自體すでに外來語であることを語つてゐるが、今日では殆んど日常用語化して一般に通用してゐるやうであるから、學問の領域においても特別の譯語を選定する必要はなく、そのまま術語として使用して差支あるまい。なまじひに財閥といふ譯語をあてはめようとすることは不精密であり、かへつて誤解を誘發するにすぎないと思はれる。

ところでコンツェルンとは何であらうか。これに對する解答は、必ずしも容易ではない。といふのは、肝腎のドイツにおいてすら、コンツェルンの概念規定に關しては學者の間に異論のあるところだからである。

コンツェルンといふ言葉が、カルテル (Kartell) でもなく、フデオーン (Fusion, Verschmelzung) でもない、企業集の中の新しい形態を現はす言葉としてドイツで流行し出したのは、第一次歐洲大戰直後のことである。今日コンツェルンといふ言葉で現はされるやうな企業集中形態そのものは、大戰以前においてもドイツ國民經濟のそここゝに見られたのであつて、なにかんづく重工業方面においては有力なコンツェルンの中樞部が形成されてゐた。クル

ツッ (krupp) ティッセン (Tyssen) ハニエル (Hanial) クレックナー (Klockner) スツーム (Stumm) フェーニックス (Phoenix) ゲルゼンキルヘン (Gelsenkirchen) 等はその著しい例證である。しかし、コンツェルンといふ言葉が新しい魅力をもつて一般に流行し出したのは、明かに大戦以後のことに屬する。それはいふまでもなく大戦後において、コンツェルンなる企業集中の一形態が急激な勢ひで勃興してきたといふ事實を反映するものにほかならない。しかも當初のうちコンツェルンといふ言葉はインテレッセンゲマインシャフト (Interessengemeinschaft) やグルッペ (Gruppe) などといふ目新しい一聯の經濟語と入り亂れて、雑然とチャーナリズムや日常生活のうへに氾濫してゐたのであつて、それらは殆んど同義異語と解せられ、多くの標語や流行語に特有な不鮮明さを漂はしながら、かへつて一種の親味をもつて人口に膾炙してゐたものである。それがやがて經濟學の専門書の中で術語としての明確な概念規定を與へようとする企圖に刺戟を與へたことは當然の推移であり、さうした傾向はだいたいマールクの安定以後に見られるといつてよいであらう。が、こゝでわたくしがさしあたり問題としたいのはコンツェルンではなく、むしろコンツェルンに接近する前提として、同じく戦後のドイツ國民經濟において重要な意義をもつたインテレッセンゲマインシャフトの概念について少しく考察を加へたいと思ふのである。

ついでながら、英語でこのインテレッセンゲマインシャフトにあたるものを求むれば、community of interest であらうか。しかし、interest-group といふ譯語をあてた事例も見受けられる。

わが國では利害協約體 (小島)、利益分配協定 (竹内)、利益協同體 (江口)、利益共同契約 (目崎)、利害分配契約 (共同體 (武村) 等いろいろの譯語が行はれてゐるが、いまだ定譯といふほどのものはないらしい。利益共同體と直譯しておいてもいゝが、本文においてはしばらく原語をそのまま踏襲することにする。

2) R. Liefmann, Kartelle, Konzerne und Trusts. 1930, S. 303.

3) 小島精一「工業政策」昭和二年、竹内謙二「リーフマン企業組織論」昭和十一年、目崎盛司「コンツェルンに關する若干の考察」(經濟學論集 第四卷、第七號、昭和九年一八頁) 武村忠雄「統制經濟と景氣變動」昭和十三年、江口

さてインテレッセンゲマインシャフトは、ドイツにおいて獨得の發展をとげたものであつて、多くの學者は參與(Beteiligung)についてコンツェルン形成の最も重要な形式だと説いてゐる。例へばこの方面の第一人者であるリーフマンの著書をひもとくと、コンツェルン形成の形式をその頻度の多少に準じて次の如く配列してゐるのを見出す。¹⁾

(一) 參與

(二) インテレッセンゲマインシャフト

(三) 監查役または支配人の派遣

(四) 經營の管理

(五) 貸借

右のうちなかんづく重要なものは最初の二つであるが、この二つはしばしば結びつくとリーフマンはいつてゐる。さうしてこれとはほゞ同様の説をなす學者は尠くない。ツシュニッツキー、フアーノーニ、シャウエンベルク、デー、ローゼンドルフ等々。²⁾ところで參與とは株式または持分の保有を媒介とする企業結合のことで、その意義は極めて明確であるに反し、インテレッセンゲマインシャフトなるものゝ本質および概念は極めて曖昧であり、今日においてすら必ずしも統一的な見解に到達してゐるとはいへない。最近の、かつ最も不生産的な研究はインテレッセンゲマインシャフトの概念に關する研究である。』とさへいはれてゐるほど、それは多義的であり、學者の意見も區々である。

1) Liefmann, *ibid.*, S. 279-282.

2) R. Vanoni, Zur Begriffsbestimmung der Kartelle und Konzerne, 1931, S. 16, ff. S. Duschnitzky, Das Konzern-Problem, 1927, S. 7, ff. P. Schauenburg.

さてもう一度リーフマンに歸らう。彼れの定義づけによれば『インテレッツセンゲメインシャフトとは二つもしくは三つの（稀にはより多くの）獨立の企業間に成立した利潤分配に關する契約上の結合である』。それは關係企業の數が少いこと、各企業は獨立性を保有すること、契約にもとづく結合であること、契約は利潤の分配に關すること等に主要の標識をもつが、しかし利潤分配に關する諸企業の契約にもとづく結合といふ限りでは、かの利潤分配カルテル (Gewinnvereinskartell) に類するといはねばならない。しからは兩者の相違點は、そもそも何處に横たはつてゐるのであらうか。リーフマンによると、それは殆んど紙一重の相違である。すなはちインテレッツセンゲメインシャフトは、もしそれが全産業を包攝し、その産業における獨占的地位を目指すに至れば、カルテルとなる。ただたいていのインテレッツセンゲメインシャフトはごく少數の企業にみづからを限定し、何ら獨占的目的を追求しないだけのことである。⁵⁾

かうした説明は、しかしわれわれに次のやうな反問を起さしめずにはゐないであらう。いはく、インテレッツセンゲメインシャフトは本質的には、企業の資本的結合であるフデオーン (Fusion) やコンツェルンよりも、むしろ企業の契約的結合であるカルテルに近いのであるかと。少くとも右に掲げた限りにおいてのリーフマンの説明からは、この間は積極的な肯定を豫想せしめるかのやうにさへ見える。この點に關聯して興味のあるのは、わが國の學者がコンツェルン形成の形式としてのインテレッツセンゲメインシャフトの意義に對して、むしろ否定的な態度を示してゐる、といふことである。例へば目崎博士はいはれる『筆者はコンツェルンの本質を企業協会の形成方法に求め、資本集中の比較的輕度なるもの又は資本集中と組合結成との中間的存在となすものである。之の見地よりすれば、利益共同契約 (インテレッツセンゲメインシャフト——引用者) はコンツェルンに屬せざることが明瞭であ

Ursachen, Formen und Wirkungen der Zusammenschlussbewegung. 1925, S. 36, ff. G. Daehn, Konzernbilanzen, 1934, S. 15, R. Rosendorff, Die rechtliche Organisation der Konzerne, 1927, S. 22, ff.

3) G. Keiser, Die Kapitalistische Konzentration, 1931, S. 67.

る。何故ならば、利益共同契約は資本集中に關する所なく、單純なる組合であり、従つて企業聯合に屬すべきものであるから。』と。さらに高宮教授によれば、『インテレッセンゲマインシャフトは利潤分配の協約を其の内容としてゐる。したがつて、それは集中方法を協約におくところの企業聯合形態なのであつて、コンツェルンの組織的特質たるものではあり得ない。』『インテレッセンゲマインシャフトは、リーフマンの指摘する如く、現實においては屢々株式參與と結合してゐる。この場合、株式參與による方法を補強するといふ役割を負はされてゐる限りに於いて、それはコンツェルンと關係し得るであらう。しかしながら、インテレッセンゲマインシャフトはそれ自體としては、形態的にはあくまでも企業聯合形態なのである。』

これらの主張は、インテレッセンゲマインシャフトをコンツェルン形成の有力な方法と見る多くのドイツ學者とまさに對蹠的な見解であり、顯者なるコントラストを形づくつてゐるらしく取れるが、それはインテレッセンゲマインシャフトを單純な利潤分配協定にすぎないと解する點において揆を一にするといつてよい。しかし、インテレッセンゲマインシャフトをしかく一義的に解してよいかどうか。こゝに一つの究明を要する問題があるやうにわたくしには思はれる。實のところインテレッセンゲマインシャフトに關しては、さきに一言したとほり、諸説紛々として殆んどその歸趨を知らざるものゝ如くであつて、容易に簡單な論斷を下すことを許さないものである。

以下このことをばドイツにおける諸學者の主張を年代的に考察することによつて明かにしようと思ふ。

三

コンツェルンが、少くともそれがコンツェルンといふ名稱で問題となり始めたのは、第一次歐洲大戰以後の新

インテレッセンゲマインシャフトの概念規定について

第五十六卷

三〇五

第三號

八七

4) Liefmann, *ibid.*, S. 285.

5) Liefmann, *ibid.*, S. 285.

6) 目崎憲司「コンツェルンに關する若干の考察」經濟學論集、第四卷第七號、昭和九年一八頁。

しい現象であるが、インテレッツセンゲメインシャフトはこれに反して、すでに戦前からぼつぼつ問題となりかけてゐた。それはまづフィリップovichやリーサーの如き著名な學者の勞作の中に登場したのであるが、しかしインテレッツセンゲメインシャフトを主題とした初期の文獻としては、一九〇九年に發表されたフェルカーの論文や、九一〇年に刊行されたマルカルトの研究をあぐべきであらう。しかも、この二人の學者の研究發表はわづかに一年を隔てるにすぎないに拘らず、その内容は格段の相違であつて、初期の先驅的業績といふ以上に、興味ある相違を形づくつてゐるのである。

フェルカーによると、企業の結合 (Verbinden) はこれを四つの形態に分つことができる。(1) コンヴェンチオン (Konvention)、(2) カルテルやよびシンヂカート (Syndikat)、(3) インテレッツセンゲメインシャフト、(4) フデオーンがすなはちそれだ。しかるにコンヴェンチオンなるものはルーズな形態のカルテル、乃至はカルテルの萌芽形態にすぎないから、われわれはこれを三つの範疇に概括してもおそらく支障はないであらう。さうしてカルテルは契約にもとづく多数企業の聯合であり、フデオーンは二つ以上の企業が單一の企業に合併したものである。後者は特にトフスト (Trust) と呼ばれ、これらのものはすべて従来よりドイツの學界において一應の研究がとげられ、周知の概念であつたといつてよい。ところがこれらのいづれにも屬しない第三の企業集中形態が考へられる。第三の形態といつてもいろいろのものがあるが、フェルカーは一括してそれにインテレッツセンゲメインシャフトなる名稱を與へたのである。

フェルカーはインテレッツセンゲメインシャフトを Interessensbeteiligung と呼ぶ。今日 Beteiligung といふ概念は一般に、株式または持分の取得を媒介とする企業の結合を意味し、内容が判然と限定されてゐるに反し、フェル

7) 高宮晋「企業集中論」昭和十七年、四二一頁四三〇頁。

1) H. Voelker, Vereinigungsformen und Interessenbeteiligungen deutschen Grossindustrie, (Schmoller Jahrbuch, 33. Jahrg, 1909, S. 1377-1380.)

カーはむしろ *Gemeinschaft* とほぼ同じ意味に使用し、資本參與のみならず利潤參與をも包含せしめてゐる。彼によれば、インテレッセンゲマインシャフトにあつては個々の企業の獨立性が保持される點に重大な特徴があるのであり、その間における自由競争が排除されるか否かは敢へて問ふところではないが、利潤收益に對し、あるひは會社財産に對し、あるひは他の形態をとり、金融的參與が行はれる。²⁾

ところでインテレッセンゲマインシャフトはこれを三つの基本形態に分つことができる。すなはち(1)利潤參與、(2)金融參與および共同參與、(3)賃借共同體および供給共同體の三つであるが、それはさらに細分され、全部で九つに分類しえられる。³⁾

- (1) 利潤參與 (*Gewinbeteiligung*)
- (2) 金融參與 (*Finanzbeteiligung*)
- (3) 金融會社および參與會社 (*Finanzierungs- und Beteiligungsgesellschaft*)
- (4) 共同參與 (*Konsortialbeteiligung*)
- (5) 不生産的共同參與 (*unproduktive Konsortialbeteiligung*)
- (6) 子會社 (*Tochtergesellschaft*)
- (7) 經營共同體 (*Betriebsgemeinschaft*)
- (8) 賃借 (*Pachtung*)
- (9) 供給共同體 (*Lieferungsgemeinschaft*)

以上の如く、インテレッセンゲマインシャフトに關するフェルカーの概念は極めて廣汎であつて、むしろ混沌

2) Voelker, *ibid.*, S. 138o.
3) Voelker, *ibid.*, S. 138f.

としてゐる。それは今日より見れば、コンツェルン形成のあらゆる方法を網羅するといつてよい。それだけインテレッツセンゲマインシャフトとしては不純な夾雜物を含んでゐるわけだ。彼れの列擧した諸形式の中で當面の問題にとつて特に重要な意味をもつのは、利潤參與だけであらう。そこでわれわれは彼れの名づけた利潤參與なるものをさらに立入つて考察し、その具體的内容を検出しなければならぬ。フェルカーによれば、それは次の如き要素より成り立つ。(1)各經營の獨立性を保持する。(2)相互の利潤を一定の比率で分配する。(3)株式資本または出資元本の一部または全部の一方的取得または双方向的交換。(4)重役派遣の如き人的結合。

フェルカーがインテレッツセンゲマインシャフトに關して纏つた概念規定を與へなかつたのに反して、マルカートは一應明確な概念規定を與へてゐる。そしてそれはフェルカーよりも遙かに限定されたより狹義のものである。マルカートによると、『インテレッツセンゲマインシャフトとは獨立を保持しつゝ自由意思的に入り込んだところの通常二つ乃至三つの企業(たいていは大企業)の契約または株式交換によつて成立した結合である。それは獨占的組織形態のものがわづかに成員の獨立性を廢棄することによつてのみ生ずるあらゆる利益を達成せんがために、——換言すれば經濟狀態の融合・給付能力の増大・可能的最大の利潤實現のために——年間の利潤を相共に投入し、これを一定の比率に従つて相互の間に分配する點において、同一または類似の利害をもつ』。

定義としてはいさゝか冗長に失する嫌ひはあるが、ともあれマルカートによれば、インテレッツセンゲマインシャフトの第一の前提は、一つの企業が他の企業に關係(Beteiligung)することである。しかし、すべての關係がインテレッツセンゲマインシャフトなのではない。彼は固有のインテレッツセンゲマインシャフトを二つに分つ。一つは契約によるものであり、他は株式の交換によるものである。他方において、彼は固有ならざる(unegenrichtig)イ

ンテレッセンゲマインシャフトについて述べてゐる。これは關係諸企業間に利潤分配を行はぬものであり、さらに二つに區別しえられる。一つは株式の引受によるもの、他は單なる協定によるもの。しかし、この固有ならざるインテレッセンゲマインシャフトは嚴密な意味のインテレッセンゲマインシャフトではないといふのであるから、われわれはしばらくこれを問題外においてよい。問題になるのは固有のインテレッセンゲマインシャフトであるが、それには前述の如く、單なる契約によるものと株式交換によるものとの二種類がある。しかしそのいづれたるを問はず、關係企業の利潤が一定比率に従つて分配される點において相等しい。さうしてまさにこの點こそインテレッセンゲマインシャフトの本質的な標識である、と彼は主張するのである。

第一次世界大戦中に出版されたある文獻の中で、クローノーもまた簡單ながらインテレッセンゲマインシャフトに觸れてゐる⁵⁾。彼によれば、インテレッセンゲマインシャフトの最も簡單な形態は單なる利潤分配に關する協定であり、利害調整の一形態である。しかし、この種の簡單な形態のインテレッセンゲマインシャフトは比較的稀である。たいていは關係企業の利潤を調節し、かつこれを高めんがため、さらに一聯の他の施設が附加される。帳簿を信任委員會に提出する義務を課して、共通の様式の簿記をなすとか、經營指導ならびに經營設備の擴充および變更・支店または附帶事業の新設・一定の特許權の交換および大口供給契約の履行に際しての協力に關する一定の取決め⁶⁾の遵守を約すとか、さらにはしばしば原料補助材料の共同購入、共同の統制機關による共同輸出または外國における共同販賣、進んでは相互の株式交換も行はれる。

四

インテレッセンゲマインシャフトの概念は、戦後シュタットハルター⁷⁾の出現によつてさらに別箇の内容を與へ

5) H. Cunow, Kartellmonopole (Monopolfrage und Arbeiterklasse, 1917 S. 52

られるに至つた。すなはちマルカルト、クローノー、リーフマン等の立場は、利潤共同體(Gewinngemeinschaft)の形成さへあれば、インテレッツセンゲマインシャフトが成立するといふ見解を代表するものである。しかし、この定義はあまりに狹隘に失するとシユタットハルターはいふ。彼の主張するところによれば「資本關係において少からぬ程度に相互に金融的に參與する二つの企業にして、この金融的參與がより以上重大な且つ經濟的に結びつくモメント——契約によると、經濟上影響力の多いメンバーの交換によるとを問はず——によつてさらに強化された場合」を、インテレッツセンゲマインシャフトと稱すべきである。何となれば、かゝる場合、ある意味において結合的モメントとなる相互的金融參與によつて、經濟的統一性(wirtschaftliche Einheit)が作り出されるから。この經濟的統一性こそ、インテレッツセンゲマインシャフトにとつて根本條件として要求されねばならぬ。

要するにシユタットハルターによれば、インテレッツセンゲマインシャフトの本質的な標識は經濟的統一性といふことにある。さうしてその根柢に横たはるものは金融的參與であつて、單なる利潤分配の協定ではない。利潤分配協定によつて右の統一性がさらに強化されるか否かは、むしろ第二次的な問題である。それはインテレッツセンゲマインシャフトの決定的な要素ではない。インテレッツセンゲマインシャフトが金融的參與によつて可能だとすれば、株式資本の多數を獲得することこそ必要な條件である。それは經濟上重要な協定を伴ふ。特に新しい會社の設立の際において然り。だが、利潤參與の契約を伴ふか否かは必ずしも問ふところではない。一步を進めていへば、利潤參與を伴はぬ場合といへどもこれをインテレッツセンゲマインシャフトと見做す、といふのがシユタットハルターの主張の核心である。

この點に關しておそらく一つの疑問が起りうるであらう。インテレッツセンゲマインシャフトはひつきやう金融

的參與と同じことに歸著しないか、といふことこれである。しかし、シュタットハルターの見解は決してさうではない。契約であれ、メンバーの交換であれ、何らかの結合的モメントを伴はぬ純粹の金融的參與は、インテレッセンゲマインシャフトといふことはできぬ。さうでないといふことは、すべての參與をインテレッセンゲマインシャフトといはねばならぬからである。インテレッセンゲマインシャフトにあつては、共通の利害を通して必要な行動が豫想されるといふ點が重要なのである。これを一言にして蔽へば、インテレッセンゲマインシャフトは參與の特殊形態にほかならない。

試みにシュタットハルターの見解をもう一度要約しよう。(1)インテレッセンゲマインシャフトは必ずしも利潤分配のうへに立脚しない。(2)純粹の金融參與はインテレッセンゲマインシャフトではない。この點に彼の主張の特色がある。さうして私經濟的見地よりすれば、(1)個々の企業が獨立性を保つといふことと、(2)全體として經濟的統一性を有するといふことの二點が、重要である。國民經濟的見地よりすれば、インテレッセンゲマインシャフトは一つの企業である。彼れの定義にいふ『インテレッセンゲマインシャフトとは同種または相互補充的なある數(通常はあまり多數に上らざる)の企業の結合であつて、經濟的に關係のある、共通の營業上の利害に關した諸モメントと結びついた利潤參與または資本參與にもとづく協定によつて成立するものであり、より高き經濟性の達成のために獨立性を保持してゐるところのものである』²⁾

シュタットハルターの見解は、インテレッセンゲマインシャフトに關する既成の概念に大膽な修正を要求したものであり、新生面を開拓したといへようが、それはコンツェルンとの關係においてなほ吟味に値ひする點を残してゐるやうに見える。しかし、わたくしはいまこの點に立入る餘裕をもたない。ただ追隨者としてチュウゲ、ツシ

2) Statthalter, *ibid.*, S. 13.

ユニットキー等のあることだけを附け加へておく。フリードレンダー²⁾またこれに近いといつてよいであらう³⁾。

五

しかし、利潤分配に關する協定をインテレッツセンゲマインシャフトの第一次的特徴と見る論者は、戦後においても依然として優勢を保つてゐる。そしてそれが一段と精緻さを加へたことをわれわれは見逃すわけに行かない。代表的見解として、こゝではガイラー⁴⁾をあげよう。

ガイラーによれば、インケレッツセンゲマインシャフトの根本形態は利潤共同体である。それは原則として市民法の會社として設立された共同体であつて、參加した個々の企業の利潤を相合し、共同体により一定の比率に従つて分配するといふ本質的義務を負ふところのものである。世上往々にして、單なる相互的な證券資本主義的參與や監査役の交換による友交關係までもインテレッツセンゲマインシャフトと呼ぶが、しかし經濟上の意味における固有のインテレッツセンゲマインシャフトは、利潤共同体の形成に際して現はれるにすぎない。確平たる概念規定を與へるためには、利潤の共同化をインテレッツセンゲマインシャフトの本質的標識として固持しなければならぬ。利潤を投入し、それを比率によつて分配することなしに、インテレッツセンゲマインシャフトなるものは存在しない。利潤計算および利潤分配に關する規定は、あらゆる利益共同體契約の本質的核心をなし、従つてこれに先立つ契約締結のための協議の主要なる對象をなす。計算の方式および分配の比率に關して意見が合致すれば、あとは簡單である。

利潤共同體がインテレッツセンゲマインシャフトの根本形態であるとしても、なほ個々の場合種々の形式がありうる。集中意思の強さ如何によつて、ルーズなものから緊密なものに至るまで、種々の度合のインテレッツセンゲマインシャフトがある。緊密なものに至つては、殆んどフデオーンに近い効果をあげることができる。かくてガ

3) K. Züge, Gewinnquotenbemessung und Gemeinschaftsgewinn bei Interessengemeinschaften 1925, S. Duschnitzky, Das Konzern-Problem. 1927, H. Friedländer, Die Interessengemeinschaft als Rechtsform der Konzernbildung, 1921, Derselbe, Konzernrecht, 1927.

イラーはインテレッセンゲマインシャフトを次の五つに分つ。²⁾

(一)純粹の利潤共同體 (*reine Gewinn-Gemeinschaft*) この場合における共同關係は、利潤の共同供出と比率による分配といふことにつきる。事業の管理・經營指導に關しては、參加企業の完全な獨立が残されてゐる。相互の證券資本主義的交錯もまた生じない。インテレッセンゲマインシャフトがその純粹の根本形態のまゝで利用され、より以上の展開は存しないのである。しかし、この場合といへども基本共同體によつてある程度の附帶義務は課せられる。例へば、共同體の目的に反するが如きあらゆる行動を中止するといふが如き。

(二)利潤共同體としてのインテレッセンゲマインシャフトと參加企業の證券資本主義的交錯 (*effektenkapitalistische Verflechtung*) が結びついたもの。この場合にはなかんづく株式の即時交換が行はれ、それはまたしばしば監査役の交換を伴ふ。かやうに利潤共同體と株式交換とが結びつく場合には、參加企業の中に二重の法律關係が成立する。

(三)多かれ少かれ立入つた管理共同體 (*Verwaltungsgemeinschaft*) が設けられるもの。この場合には單なる利潤共同體の域を乗り越えた共同化が行はれる。かゝる管理共同體にも種々のものがあるが、なかんづく注目に値するのは特別の中樞會社 (*Spitzengesellschaft*) または屋根會社 (*Dachgesellschaft*) の設けられた場合である。

(四)經營指導の一元化 (*Zentralisierung der Betriebsführung*) を行ふもの。この場合にはフチオンに一層接近することは、いふまでもない。全權をゆだねられた中樞本部によつて統一的な指導のもとに經營が結合される場合があり、然らずしていづれか一つの會社にゆだねられる場合がある。

(五)財産共同體 (*Vermögensgemeinschaft*) を構成するもの。これは最も徹底したやり方であるが、實際は極めて稀な現象であり、一般にインテレッセンゲマインシャフトにあつては會社財産は形成されないのを常とする。

1) K. Geiler, Gesellschaftliche Organisationsformen des neueren Wirtschaftsrechts 1922, S. 22, S. 56—57.
2) Geiler, *ibid.*, S. 76—80.

利潤共同をインテレッセンゲマインシャフトの本質的標識と認めながら、インテレッセンゲマインシャフトにもいろいろの種類のあることを主張する學者は、ほかにもある。細末の點ではむろん異同はあるにせよ、フアノ¹⁾の如きその一人にかぞへることができよう。

しかるにこれに反して、單なる利潤共同をインテレッセンゲマインシャフトと見ず、インテレッセンゲマインシャフトをより緊密な企業結合の形式と解する立場がある。例へばハウスマンはガイラーの説を紹介し、また利潤分配契約との相違に觸れつゝ、次の如くに述べてゐる。いはく『利潤共同に立脚せるインテレッセンゲマインシャフトの法的構造は、根本形態の認識にとつて遺漏なきものとは思はれぬ。』『利潤共同契約は單なる利潤の合同より遙かに進んだ統一化を目指すものである。それゆゑインテレッセンゲマインシャフトにとつては、單なる利潤共同ではなく、同時に管理または經營のある程度の共同化を概念の本質とする。たゞし、關係企業の獨立性の完全なる廢棄を伴はない。狹義におけるインテレッセンゲマインシャフトは、それゆゑ一つの合成形態(Kombinationsform)である。換言すれば、強弱さまざまの管理共同体(Verwaltungsgemeinschaft)または經營共同体(Betriebsgemeinschaft)と利潤共同体とが結びついたものである。』

六

ところが、これとはむしろ反對にインテレッセンゲマインシャフトをば單なる利潤分配に限定しようとする論者がある。トロース²⁾がそれだ。彼によると、インテレッセンゲマインシャフトの主要標識は利潤共同である。そしてそれはあるひは利潤の共同投入の形態をとり、あるひは配當保證の形態をとる。株式交換によつて結合された企業に關しても、一種の利潤分配を云々することができるとも、それにも拘らず、と彼はいふ。『本書においては概念の明瞭を期するため、契約によつて結ばれた利潤共同体(Gewinnsgemeinschaft)のみをインテレッセンゲマインシ

3) ibid.

4) F. Haussmann, Grundlegung des Rechts der Unternehmungs-Zusammenfassungen 1926, S. 118—120.

1) Tross, Der Aufbau der Eisen-und eisenverarbeitenden Industrie-Konzerne

ヤフトと指稱する。」と。

パッサウに至つてはさらに一步を進める²⁾。彼は多くの學者が用ひるインテレッセンゲマインシャフトなる名辭が不確定であり、曖昧である點に鑑み、故意にこれをさげ、もつぱら利潤共同體なるより明確なる名辭を用ひようとするのである。こゝに利潤共同體とは關係企業の利潤が一つの單位として取扱はれ、一定の比率で分配される場合を指す。パッサウによると、若干の企業が共通の利害をもついろいろの場合、然り一つの企業が單に他の企業に一方的に參與する如き場合にさへ、インテレッセンゲマインシャフトなる語を用ひるとすれば、經濟學上の術語として必要な精確さを失ふ。たしかに利潤共同の協定は通例他の協定と結びついてゐる。關係企業間の競争が制限されること、その間に分業が行はれること、與へられた場合一つの工場が他の工場を提供すること、特許權および製造上の經驗を相互に交換すること等が同時に確認される。さうしてかゝる協定の實行を保證せんがため、しばしば共通の指導が行はれる。『かうした緊密な諸企業間の結合は、コンツェルンともいふべきものであるが、それは利潤共同によつてではなく、むしろそれ以外の協定によつて條件づけられたものである』。

七

些末な點まで穿索するならば、異論はむろんこのほかにも多々あるであらう。しかし、われわれは以上をもつてインテレッセンゲマインシャフトに關する概念規定の發展史的概觀をひとまづ終らうと思ふ。これによつて、いつたい何が明かにされたであらうか。第一はインテレッセンゲマインシャフトの概念規定が如何に區々であるかといふことである。それは殆んど歸一するところを知らぬものゝ如くであり、われわれをして多岐亡羊の歎を發せしめるに充分である。

しかし、以上の簡單な考察よりしてもなほ次のことを推論することは不可能ではない。第一次大戰前において

インテレッセンゲマインシャフトははじめ、カルテルとフデオーン乃至トラストに屬せざる一切の企業結合形態を含むものとして觀念されてゐた。それはなにかんづくフェルカーによつて代表されてゐるやうに、極めて混沌たる内容のものであつた。蓋し、今日の如くコンツエルン概念の發展しなかつた初期時代の現象と見ることができ。その後インテレッセンゲマインシャフトの概念はより狭く限定され、より明確な内容をもつに至つた。この傾向はだいたいマルカルト以後の學者によつて代表されてゐる。

第一次大戦以後、コンツエルンとならんでインテレッセンゲマインシャフトが日程にのぼると同時に新説が提唱され、活潑な論議が展開されるやうになつた。その中で特に注目すべきものはインテレッセンゲマインシャフトの有機的構造を強調せんとする立場である。そこでは經濟的統一性といふことが最前面に押出されてゐる。

次に注意すべきは利潤分配の協定をインテレッセンゲマインシャフトの第一次的標識と見ながらも、單にそれのみに限る簡單なる構造のインテレッセンゲマインシャフトとより立入つた緊密な關係をもつた複雑な構造のインテレッセンゲマインシャフトとを區別しようとする立場である。この立場にあつては簡單なるインテレッセンゲマインシャフトを特に利潤共同體(Gewinngemeinschaft)と呼ぶ。そしてこの立場こそ、今日のドイツにおける最も有力な見解と見てよいのではなからうか。現に近刊のニクリツシニ編纂の經營學辭典(第二版、一九三九年)においては Interessengemeinschaft と Gewinngemeinschaft の二つがそれぞれ獨立の項目として掲載されてゐる如き、編纂者の用意の周到さを語ると同時に、また右の事實を裏書してゐるものと解することができよう。

ともあれ、インテレッセンゲマインシャフトの本質は、諸學者の概念規定の比較研究によつて充分に究明されたとはいへない。むしろこのドイツ的な企業結合形態そのものゝ發展史を追跡し、その構造と機能とを分析することによつてはじめて可能であらう。わたくしは他の機會にこの課題を遂行したいと考へる。